

平成19年度徳島県公立高等学校生徒募集選抜要項

徳島県立の各高等学校及び徳島市立高等学校，鳴門市立鳴門工業高等学校の平成19年度入学者選抜は，この要項によって実施する。

なお，各高等学校の募集定員は，別に定める。

《全日制の課程・定時制の課程》

I 前期選抜

[日 程]

事 項	日 時
願書受付期間	平成19年1月22日(月)午前9時から1月24日(水)正午まで
検 査 日	[1日で実施する高等学校] 平成19年2月1日(木) [2日で実施する高等学校] 平成19年2月1日(木)及び2月2日(金)
選抜結果の通知日	平成19年2月10日(土)

第1 募 集

1 実施校

(1) 全日制の課程

すべての高等学校

(2) 定時制の課程

徳島中央高等学校，池田高等学校

2 学校の特徴，出願要件等

次の(1)から(3)の高等学校ごとの内容については，別に定める。

(1) 学校の特徴，志願してほしい生徒像

高等学校ごとに，学校の特徴，志願してほしい生徒像を示すものとする。

(2) 出願要件

学校の特徴，志願してほしい生徒像に基づき，次に示す3項目について，高等学校ごとに
出願要件を示すものとする。

ア 学科の教育内容における学習活動面を重視する要件

イ 芸術・文化，体育・スポーツ，ボランティア，人権，その他の活動面を重視する要件

ウ 競技力向上スポーツ指定校（別表1，37ページ）における指定競技の活動面を重視する要件

ただし，出願要件ア・イ・ウともに，受検生・保護者にわかりやすい，具体的なものにする。

(3) 募集割合及び募集人員

ア 各高等学校の募集定員に対する募集割合は、学科により、次に示す範囲内とする。

(ア) 普通科は、募集定員の15～30%とする。

(イ) 専門学科、総合学科は、募集定員の15～50%とする。(ただし、芸術科については15%～100%)

イ 各高等学校の学科ごとに出願要件ア・イの募集割合及び出願要件ウの募集人員を示す。

3 出願資格

出願資格者は、志願先高等学校への入学を第1志望とし、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者とする。

(1) 平成19年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という）を卒業見込又は修了見込の者

(2) 中学校を卒業又は修了した者（以下「中学校卒業生」という）

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者

第2 出 願

1 出願の制限

(1) 入学志願者（以下「志願者」という）は、県立高等学校の場合、徳島県立高等学校通学区域等に関する規則（100ページ参照）に基づき、出願するものとする。また、市立高等学校の場合、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則（101ページ参照）に基づき、出願するものとする。

なお、全日制の課程において、城ノ内高等学校、川島高等学校を除く普通科に出願する場合、学区外の高等学校に出願する者については、次のア又はイに定めるところによる。

ア 学区内志願者扱いを受ける特別な理由がある場合

所属学区変更許可願（様式第7号）及びそれを証明する書類を志願先高等学校長に提出し、その許可を受けた場合に限り、学区内志願者としての扱いを受ける。

該当者は、別記3（32ページ）により、手続を行わなければならない。

イ 前項アに該当しない場合

学区外志願者としての扱いを受ける。

(2) 県外に居住する者で、一家転住等の特別な事情があって、本県の全日制の課程の高等学校を志願する場合は、別記4（33ページ）により、手続を行わなければならない。

(3) 1校1学科（入学者の募集の単位としての学科、類、芸術科にあつては音楽、美術、書道をいう）に限り出願することができる。ただし、出願要件イ・ウにおいて、志望する大学科に2以上の小学科があるときは、そのうち2つの小学科に限り、第1希望及び第2希望として出願することができる。

(4) 全日制の課程と定時制の課程の併願はできない。

(5) 出願後、志望校又は志望学科を変更することはできない。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、次のとおりとする。

1月22日(月)午前9時から1月24日(水)正午まで

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、1月24日(水)正午までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

3 出願の手続等

(1) 志願者による手続

ア 志願者は、次の書類等を、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書(様式第1-1号)

(イ) 受検票(様式第2-1号)

(ウ) 入学考査料(全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円)

入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙をはること。ただし、市立高等学校の志願者は現金で中学校長に提出する。

(エ) 選抜結果通知用封筒(様式第3号)

封筒の所定の位置に290円切手(料金改定があった場合は、改定後の料金の切手)をはること。

(オ) 志願先高等学校長が定める書類(該当者のみ、別表2, 38, 39ページ)

- ・中学校時代の学校内外の活動の記録(様式第9号、独自様式を定めている高等学校もある)
- ・志望理由書(様式第10-1号、独自様式を定めている高等学校もある)
- ・自己表現調査票(様式第11号、独自様式を定めている高等学校もある)
- ・その他、志願先高等学校が前期選抜実施要領に示した書類

(カ) 所属学区変更許可願及びそれを証明する書類(該当者のみ)

イ 志願者のうち特別な事情により欠席が多い者は、自己申告書(様式第12号)を提出することができる。

なお、自己申告書は、本人及び保護者が記入し、封をした上で中学校長に提出する。

ウ 特別な理由により、公立高等学校に在籍のまま志願する者は、在籍する高等学校長の承認を受け、上記アに示された書類のほか、志願承認書(様式第15号)を中学校長に提出する。

エ 「第1 募集 3 出願資格(3)」による者は、市町村教育委員会から用紙等を受け取り、上記アに示された書類のほか、高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書を添えて、直接、志願先高等学校長に提出する。

(2) 中学校長による手続

中学校長は、志願者から提出された上記(1)ア～ウの書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

ア 調査書(様式第4号)

イ 志願者名簿(様式第5-1号)

ウ 教科評定分布表(様式第6号)

エ 副申書(様式第13号、調査書の評定の記載ができない志願者について中学校長が作成したもの)

オ 特別措置申請書

学校指定教科の検査、作文、面接などにおいて特別措置を必要とする志願者は、特別措置申請書(様式第14-1号)を提出する。ただし、英語のリスニングテストにおいて特別措置を必要とする志願者については、英語リスニングテスト特別措置申請書(様式第14-2号)を提出する。

(3) 高等学校長による措置

ア 各高等学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時30分(最終日は正午)までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の正午までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

イ 各高等学校長は、受付に当たっては、志願者受付・受検者名簿(様式第23-1号)を作成する。また、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を經由して志願者に交付する。

なお、「第1 募集 3 出願資格(3)」による者には、直接、受検票を交付する。

ウ 城ノ内高等学校、川島高等学校を除く普通科の各高等学校長は、学区内志願者の学区について、公正で適正な審査を行う。なお、学区外と認められる志願者については、高等学校長は中学校長を通じ、1月30日(火)までに学区内外の変更手続をとらせる。

また、「所属学区変更許可願」を提出した志願者については、別記3(32ページ)によるものとする。

エ 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに課程別、学科別志願者数を徳島県教育委員会(以下「委員会」という)に報告し、さらに1月30日(火)までに、志願者数報告書(様式第26号)により委員会に報告する。

公立高等学校に在籍のままで志願する者から志願承認書を受け付けた高等学校長は、1月30日(火)までに志願承認書の写しを添えて、在籍のままで志願する者を委員会に報告する。

第3 調査書及び教科評定分布表

1 調査書の取扱い

(1) 調査書中の「各教科の学習の記録」の評定は、選抜の資料として用いるものとする。

なお、志願してほしい生徒像、出願要件などにより、各学年及び各教科間の比率を変えることができる。

(2) 「各教科の学習の記録」以外の記載事項についても、選抜の資料とすることができる。

2 調査書及び教科評定分布表の作成等

調査書及び教科評定分布表の作成に当たっては、公正を期するため、中学校ごとに調査書作成委員会を設けるものとする。また、各高等学校においては調査書評定委員会を設けるものとする。

なお、作成における詳細については、別記1(30ページ)によるものとする。

第4 検 査

1 検査の内容

志願者全員に対して、学校指定教科の検査、作文の両方又はいずれか1つを実施する。また、学校・学科の特色に応じ、面接、自己表現、実技検査を実施することができる。

なお、検査の内容は、次により、実施校ごとに定める。

(1) 学校指定教科の検査

教科横断的な総合問題による検査、特定教科の検査(2教科まで)のいずれか1つを行う。

(2) 作文

志願してほしい生徒像、出願要件などと関連して、志願者の学習等への関心・意欲や能力・適性等をみる作文を課す。

(3) 面接

個人面接又は集団面接を行う。

(4) 自己表現

教科や特別活動等に関わる分野から、受検生の興味・関心、進路希望、特技などに基づき、自己表現を行い、それを話題に面接を行う。

(5) 実技検査

学科の特性に応じ、音楽、美術、書道、技術・家庭等の分野の実技検査を行う。

2 検査問題の作成

検査問題の作成に当たっては、次の(1)～(3)に留意するものとする。

(1) 学校の特色、志願してほしい生徒像、出願要件を反映した問題の作成に努めること。

(2) 生徒の多様な個性や能力・適性、意欲、努力の成果などについて、優れた面を積極的に評価する観点から創意工夫すること。

(3) 問題の程度は、中学校卒業程度とし、中学校の生徒の普段の学習に過重の負担をかけないよう十分配慮すること。

3 検査の実施

(1) 検査期日

2月1日(木)、又は2月1日(木)及び2月2日(金)のいずれかのうちから実施校が定める。

なお、各高等学校が実施する検査時間割の詳細は実施校ごとに定める。

(2) 実施会場

志願先高等学校の本校及びその学校長の指定する分校

(3) 特別措置を必要とする志願者への対応

高等学校長は、学校指定教科の検査、作文、面接などにおいて、特別措置を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を1月30日(火)までに中学校長及び委員会に報告する。その際、委員会には特別措置申請書の写しを併せて提出する。

(4) 受検者数の報告

各高等学校長は、検査当日の課程別、学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

(5) 結果の処理

ア 高等学校長は、検査終了後直ちに、各高等学校で実施した検査の採点を行い、その処理の厳正をはからなければならない。

イ 高等学校長は、志願者受付・受検者名簿に検査の成績を記入し、その写しを3月26日(月)までに委員会に提出する。その際、受検者数集計表(様式第30-1号)、県外からの志願者集計表(様式第31-1号、該当者がいる場合)も併せて提出する。

第5 選抜の方法

1 各高等学校長は、調査書、各高等学校において実施した検査の結果などを資料として、各高等学校の志願してほしい生徒像、出願要件などに基づき、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る資質と能力を総合的に判定して選抜する。

なお、自己申告書や副申書が提出された場合は、これを選抜の資料に加える。

2 城ノ内高等学校，川島高等学校を除く普通科において，通学区域外の取扱いを受ける者の選抜は，通学区域内の志願者と同等に取り扱うものとする。

なお，通学区域外志願者の合格者数は，第1学区及び第2学区は総募集定員の5%以内，第3学区は各高等学校ごとに募集定員の5%以内とする。ただし，出願要件ウによる通学区域外からの合格者については，この制限を適用しない。

第6 選抜結果の通知等

- 1 各高等学校長は，2月10日(土)，受検者に選抜の結果を様式第25-1，2号により配達記録郵便によって通知するとともに，志願者名簿(様式第5-1号)により受検者の出身中学校長に通知する。
- 2 各高等学校長は，速やかに課程別，学科別合格者数を委員会に報告し，さらに，2月13日(火)までに，合格者数報告書(様式第27号)により委員会に報告する。

第7 その他

- 1 前期選抜の合格者は，後期選抜及び第2次募集に出願することはできない。
- 2 前期選抜の不合格者は，前期選抜で受検した高等学校も含めて，改めて後期選抜に出願することができる。
- 3 出願を取り消す者が出た場合は，中学校長等は，速やかに出願取消届(様式第19号)を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。
- 4 入学を辞退する者が出た場合は，中学校長等は，速やかに入学辞退届(様式第20号)を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。

Ⅱ 後期選抜

[日 程]

事 項	日 時
願 書 受 付 期 間	平成19年2月20日(火)午前9時から2月22日(木)正午まで
志願変更受付期間	平成19年2月28日(水)午前9時から3月2日(金)午後4時30分まで
学 力 検 査	平成19年3月8日(木)
面 接 等	平成19年3月9日(金)
追 検 査, 追 面 接	平成19年3月12日(月)
選抜結果の通知日	平成19年3月15日(木)

第1 募 集

1 実 施 校

すべての高等学校で実施する。

2 募 集 人 員

募集定員から前期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜における合格者数を減じた人数とする。

なお、前期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜において、入学を辞退する者が出た場合には、その数を加えるものとする。

3 出 願 資 格

出願資格者は、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ、前期選抜又は連携型中高一貫に係る入学者選抜においていずれの高等学校にも合格していない者とする。

- (1) 平成19年3月に中学校を卒業見込又は修了見込の者
- (2) 中学校卒業者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者

第2 出 願

1 出 願 の 制 限

(1) 志願者は、県立高等学校の場合、徳島県立高等学校通学区域等に関する規則に基づき出願するものとする。また、市立高等学校の場合、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則に基づき出願するものとする。

なお、全日制の課程において、城ノ内高等学校、川島高等学校を除く普通科に出願する場合、学区外の高等学校に出願する者については、次のア又はイに定めるところによる。

ア 学区内志願者扱いを受ける特別な理由がある場合

所属学区変更許可願(様式第7号)及びそれを証明する書類を志願先高等学校長に提出し、その許

可を受けた場合に限り、学区内志願者としての扱いを受ける。

該当者は、別記3(32ページ)により、手続を行わなければならない。

イ 前項アに該当しない場合

学区外志願者としての扱いを受ける。

(2) 県外に居住する者で、一家転住等の特別な事情があつて、本県の全日制の課程の高等学校を志願する場合は、別記4(33ページ)により、手続を行わなければならない。

(3) 2以上の高等学校に出願することはできない。

(4) 志願先高等学校に2以上の大学科があるときは、そのうち2学科に限り、第1志望及び第2志望として出願することができる。

また、志望する大学科に2以上の小学科があるときは、その小学科名を希望順に記して出願することができる。

ただし、徳島県立徳島中央高等学校の希望順位に関しては、入学願書(様式第1-2号)の記入上の留意事項(46ページ)によるものとする。

(5) 全日制の課程と定時制の課程の併願はできない。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、次のとおりとする。

2月20日(火)午前9時から2月22日(木)正午まで

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、2月22日(木)正午までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

3 出願の手続等

(1) 志願者による手続

ア 志願者は、次の書類等を、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書(様式第1-2号)

(イ) 受検票(様式第2-2号)

(ウ) 入学考査料(全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円)

入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙をはる。ただし、市立高等学校の志願者は現金で中学校長に提出する。

(エ) 選抜結果通知用封筒(様式第3号)

封筒の所定の位置に290円切手(料金改定があつた場合は、改定後の料金の切手)をはる。

(オ) 所属学区変更許可願及びそれを証明する書類(該当者のみ)

イ 志願者のうち特別な事情により欠席が多い者は、自己申告書(様式第12号)を提出することができる。

なお、自己申告書は、本人及び保護者が記入し、封をした上で中学校長に提出する。

ウ 特別な理由により、公立高等学校に在籍のまま志願する者は、在籍する高等学校長の承認を受け、上記アに示された書類のほか、志願承認書(様式第15号)を中学校長に提出する。

エ 「第1募集 3 出願資格(3)」による者は、市町村教育委員会から用紙等を受け取り、上記アに示された書類のほか、高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書を添えて、直接、志願先高等学校長に提出する。

(2) 中学校長による手続

中学校長は、志願者から提出された上記(1)ア～ウの書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。なお、教科評定分布表は、2月27日(火)までに委員会にも提出する。

ア 調査書(様式第4号)

イ 志願者名簿(様式第5-2号)

ウ 教科評定分布表(様式第6号)

エ 副申書(様式第13号, 調査書の評定の記載ができない志願者について中学校長が作成したもの)

オ 特別措置申請書

学力検査・面接等において特別措置を必要とする志願者は、特別措置申請書(様式第14-1号)を提出する。ただし、英語のリスニングテストにおいて特別措置を必要とする志願者については、英語リスニングテスト特別措置申請書(様式第14-2号)を提出する。

(3) 高等学校長による措置

ア 各高等学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時30分(最終日は正午)までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の正午までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

イ 各高等学校長は、受付に当たっては、志願者受付・受検者名簿(様式第23-2号)を作成する。また、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。

なお、「第1 募集 3 出願資格(3)」による者には、直接、受検票を交付する。

ウ 城ノ内高等学校、川島高等学校を除く普通科の各高等学校長は、学区内志願者の学区について、公正で適正な審査を行う。

なお、学区外と認められる志願者については、高等学校長は中学校長を通じ、3月6日(火)までに学区内外の変更手続をとらせるものとする。

また、「所属学区変更許可願」を提出した志願者については、別記3(32ページ)によるものとする。

エ 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに課程別、学科別志願者数を委員会に報告し、さらに2月23日(金)午後5時までに、志願者数報告書(様式第28号)により委員会に報告する。

公立高等学校に在籍のままで志願する者から志願承認書を受け付けた高等学校長は、3月7日(水)までに志願承認書の写しを添えて、在籍のままで志願する者を委員会に報告する。

オ 高等専門学校受検者、合格者について

(ア) 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに志願者のうち高等専門学校に出願した者の課程別・学科別人数を委員会に報告し、さらに2月23日(金)午後5時までに、高等専門学校併願者名簿(様式第29号)により委員会に報告する。

(イ) 各高等学校長は、高等専門学校合格等に伴い出願を取り消した者及び前期選抜の合格を辞退した者について、2月27日(火)正午現在の人数を速やかに委員会に報告する。

第3 志願変更

1 志願変更

- (1) 志願者は、受付締切後、先に出願した高等学校、課程、志望学科及び希望学科順位を1回に限り変更することができる。
- (2) 第1志望の志望学科の変更に伴い、第1志望の希望学科順位並びに第2志望の志望学科及び希望学科順位を変更するときは、「第2 出願 1 出願の制限(4)」によるものとする。
- (3) 第1志望の志望学科の変更を行わないで、その他の志望学科及び希望学科順位の変更はできない。

2 受付期間

志願変更願等の受付期間は、次のとおりとする。

志願変更願の受付期間 : 2月28日(水)午前9時から3月1日(木)午後4時30分まで

志願変更による出願受付期間 : 2月28日(水)午前9時から3月2日(金)午後4時30分まで

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、3月2日(金)午後4時30分までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

受付時間は、所定の期間内の、午前9時から午後4時30分とする。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。

3 志願変更の手続等

(1) 志願変更願の提出

志願変更を行う者は、志願変更願の受付期間中に、志願変更願(様式第16号)を中学校長を経由して、先に出願した高等学校長に提出する。なお、「第1 募集 3 出願資格(3)」による者は、直接、先に出願した高等学校長に志願変更願を提出する。

また、全日制の課程から定時制の課程、又は、県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合は、新たに出願する高等学校の入学願書を作成して、先に出願した高等学校長に提出する。

(2) 願い出に対する高等学校長の措置

ア 志願変更願の提出を受けた高等学校長は、次の書類等を中学校長を経由して志願変更者に返却する。この際、中学校長は志願変更書類受領書(様式第17号)を高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書

所定欄に職印を押して、後期選抜志願者受付・受検者名簿に登載されていたことの証明をすること。

ただし、全日制の課程から定時制の課程、又は、県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合は、新たに作成された入学願書の所定欄へ職印を押し、先に提出されていた入学願書とともに返却する。

(イ) (ア)以外の出願書類

イ 入学考査料は、入学願書に徳島県収入証紙をはりつけたまま、中学校長を通じ志願者に返却する。

ただし、市立高等学校に出願していた志願者については、入学考査料を現金で返却する。

ウ 「第1 募集 3 出願資格(3)」による者については、上記ア、イの書類等を、直接、本人に返却する。

エ 志願変更を願い出た者の記載事項は、志願者受付・受検者名簿、志願者名簿から抹消する。

(3) 志願変更による出願

ア 高等学校長から返却を受けた入学願書及び副申書については、訂正して用いる。(ただし、全日制の課程から定時制の課程、又は、県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合は、新たに作成した入学願書を用いる)

訂正箇所には、入学願書については保護者印を、副申書については中学校の担任教員の印を押すものとする。なお、調査書はそのまま用い、受検票及び自己申告書は新たに作成し提出する。

イ 志願承認書については、改めて在籍する高等学校長の承認を受け、提出する。

ウ 志願者名簿は該当者のみ記入し提出する。

エ 教科評定分布表は、後期選抜出願時に当該受検校に提出していない中学校に限り提出する。

オ 定時制の課程から全日制の課程に志願変更する場合は、入学願書の所定の位置に、入学考査料の不足額1,250円を、徳島県収入証紙をはりつけることにより納入する。

市立高等学校に出願していた志願者が、県立高等学校に志願変更する場合は、徳島県収入証紙を入学願書の所定の位置にはりつけることにより、入学考査料を納入する。

カ 志願変更願を提出し、願書等の返却を受けた者が志願変更を行わないで、もとの出願先に再出願することはできない。

(4) 志願変更願を受け付けた高等学校長による措置

ア 高等学校長は、出願書類を受領し、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、受検票のみを志願者に返却する。

イ 高等学校長は、受付締切後、速やかに第1志望の課程別、学科別志願変更者数を委員会に報告する。

(5) 最終志願者数の報告

各高等学校長は、3月7日(水)正午までに、志願者数報告書(様式第28号)により、最終志願者数を委員会に報告する。

第4 調査書及び教科評定分布表

1 調査書の取扱い

(1) 調査書は、学力検査の成績と同等に扱う。

(2) 調査書中の「各教科の学習の記録」の評定は、学力検査を実施しない音楽、美術、保健体育、技術・家庭の4教科を重視する。

2 調査書及び教科評定分布表の作成等

「I 前期選抜 第3 調査書及び教科評定分布表 2 調査書及び教科評定分布表の作成等」に準ずる。

第5 学力検査及び面接

1 学力検査

(1) 対象者

志願者全員

(2) 検査期日

3月8日(木)

(3) 実施会場

志願先高等学校の本校及びその学校長の指定する分校

(4) 日程及び配点

時 限	時 刻	教 科	配点
第1時限	9:05～10:00 (55分間)	国 語(作文を含む)	100
第2時限	10:20～11:05 (45分間)	数 学	100
第3時限	11:25～12:10 (45分間)	社 会	100
第4時限	13:00～13:45 (45分間)	理 科	100
第5時限	14:05～14:55 (50分間)	英 語(リスニングテストを含む)	100

(5) 問題の程度

問題の程度は、中学校卒業程度とする。

(6) 学力検査の特別措置

各高等学校長は、学力検査（英語のリスニングテストを含む）において特別な配慮を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を2月27日(火)までに中学校長及び委員会に報告する。その際、委員会には特別措置申請書の写しを併せて提出する。

また、特別措置申請者が志願変更する場合は、志願変更先の高等学校長は速やかに委員会に連絡する。

(7) 結果の処理

ア 各高等学校長は、検査終了後、直ちに採点を行い、厳正に処理しなければならない。

イ 各高等学校長は、志願者受付・受検者名簿に成績を記入し、その写しを3月26日(月)までに委員会に提出する。その際、受検者数集計表(様式第30-2号)、県外からの志願者集計表(様式第31-2号、該当者がいる場合)も併せて提出する。

(8) 受検者数の報告

各高等学校長は、検査当日の課程別、学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

2 面 接

(1) 対象者

志願者全員

(2) 実施期日

3月9日(金)

(3) 実施会場

志願先高等学校の本校及びその学校長の指定する分校

(4) 面接方法

個人面接、集団面接のいずれかを実施する。(別表3、40ページ参照)

(5) 面接の特別措置

高等学校長は、面接において特別な配慮を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を2月27日(火)までに中学校長及び委員会に報告する。その際、委

員会には特別措置申請書の写しを併せて提出する。また、特別措置申請者が志願変更する場合は、志願変更先の高等学校長は速やかに委員会に連絡する。

(6) 面接者数の報告

高等学校長は、面接当日の課程別、学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

3 実技検査

高等学校長が必要と認める学校・学科においては、学科の特性に応じ、実技検査を行うことができる。なお、実技検査は面接実施日に行う。

また、実技検査の内容は、実施校ごとに定める。(別記5, 35ページ参照)

第6 追検査及び追面接

学力検査、面接等の当日、急病、交通事故、天災その他やむを得ない理由で欠席した場合、追検査をもって学力検査、実技検査に、追面接をもって面接に代えることができる。

1 受検手続

追検査、追面接の受検を希望する者は、次の書類を、中学校長を経由して、追検査の場合は3月8日(木)までに、追面接の場合は3月9日(金)までに、志願先高等学校長に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 追検査願(様式第18号, 学力検査当日欠席した者)
- (2) 追面接願(様式第18号, 面接当日欠席した者)
- (3) 欠席した理由を証明する医師の診断書又は警察、役場その他の証明書

2 実施期日

3月12日(月)

3 実施会場

志願先高等学校の本校及びその学校長の指定する分校

4 追検査

(1) 日程及び配点

追検査は、次により、全県同一問題で行い、5教科全てを受検するものとする。

時 限	時 刻	教 科	配 点
第1時限	9:00～9:55(55分間)	国 語(作文を含む)	100
第2時限	10:05～10:50(45分間)	数 学	100
第3時限	11:00～11:45(45分間)	社 会	100
第4時限	11:55～12:40(45分間)	理 科	100
第5時限	13:15～14:05(50分間)	英 語(リスニングテストを含む)	100

(2) 問題の程度

問題の程度は、中学校卒業程度とする。

(3) 実技検査

詳細については、志願先高等学校長が定める。

5 追面接

詳細については、志願先高等学校長が定める。

6 受検者数等の報告

追検査・追面接の報告については、次のとおりとする。ただし、追検査・追面接を実施する高等学校のみ報告する。

(1) 各高等学校長は、追検査受検者の見込数を3月8日(木)正午までに委員会に報告する。さらにその確定数を文書で3月9日(金)正午までに委員会に報告する。

(2) 各高等学校長は、追面接受検者の見込数を3月9日(金)午後1時30分までに委員会に報告する。

(3) 各高等学校長は、追検査及び追面接受検者数を電話で3月12日(月)正午までに、文書で3月16日(金)までに委員会に報告する。

第7 定時制の課程における成人特例措置

1 対象者及び内容

定時制の課程において、平成19年4月1日現在、満20歳以上の志願者で、成人特例措置を希望する者については、学力検査を行わず作文でこれに代えるものとする。

2 申請手続

この特例措置の適用を受けようとする者は、出願の際、併せて定時制課程特例措置適用申請書(様式第21号)を提出するものとする。

3 実施会場

志願先高等学校

4 検査日程その他詳細については、志願先高等学校長が定める。

5 この特例措置による合格者数は、募集定員の10%以内とする。

第8 選抜の方法

1 選抜の方法

(1) 各高等学校長は、調査書と入学学力検査の成績に基づき、面接等の結果も資料とし、高等学校教育を受けるに足る資質と能力を総合的に判定して選抜する。

なお、自己申告書や副申書が提出された場合は、これを選抜の資料に加える。

(2) 城ノ内高等学校、川島高等学校を除く普通科において、通学区域外の取扱いを受ける者の選抜は、通学区域内の志願者と同等に取り扱うものとする。

なお、通学区域外志願者の合格者数は前期選抜の入学者数と合わせ、第1学区は総募集定員の10%以内、第2学区は8%以内とし、第3学区は各高等学校ごとに募集定員の8%以内とする。ただし、前期選抜における出願要件ウによる通学区域外からの入学者については、この制限を適用しない。

2 合格者選抜の手順

(1) 第1次選考

調査書の「各教科の学習の記録」の評定が、上位から募集人員の80%以内にいる者で、かつ、学力検査の得点が上位から募集人員の80%以内にいる者について、面接等の結果も資料とし、総合的に選考する。

(2) 第2次選考

第1次選考の対象者以外の者全員について、「各教科の学習の記録」の評定と学力検査の得点を同等にみて、面接等の結果も資料とし、総合的に選考する。「各教科の学習の記録」の評定と学力検査の得点を同等にみることにについては、受検者全員についての両者の相関表（様式第24号、別記2、31ページ参照）を用いて、その適正をはかるものとする。

なお、評定の記載がない者については、記載されていないことのみ理由で選考の対象から外すことのないよう配慮する。

(3) 第1次選考については、次のア、イの項、第2次選考については、次のア～カの諸項に留意して、公正かつ妥当な判定を行うものとする。

ア 行動が著しく優れた者又は不良の者

イ 面接の結果が特に良好な者又は不良の者

ウ 「総合的な学習の時間の記録」が著しく優れた者

エ 「特別活動の記録」が著しく優れた者

オ 観点別学習状況が著しく優れた者

カ 芸術・文化、体育・スポーツ、ボランティア、人権などの諸活動において顕著な実績のある者

(4) 芸術科の音楽、美術の選抜に当たっては、志願した音楽、美術の調査書の成績を重視する。また、芸術科において、実技検査を行う場合には、その成績も併せて選考する。

(5) 第2志望者の取扱い

選抜に当たっては、第1志望を優先し、第1志望者の中から合格者を決定する。合格者が定員に満たない場合は、第2志望者の中から選抜を行い合格者を決定する。

(6) 各高等学校長は、相関表の写しを様式第24号により、3月26日(月)までに委員会に提出する。

第9 選抜結果の通知等

- 1 各高等学校長は、3月15日(木)、受検者に選抜の結果を様式第25-1,2号により配達記録郵便によって通知するとともに、志願者名簿により受検者の出身中学校長に通知する。
- 2 各高等学校長は、課程別、学科別合格者数及び第2次募集を行うべき課程・学科の人員予定数を3月15日(木)午前10時までに委員会に報告する。

第10 その他

- 1 後期選抜の合格者は、第2次募集に出願することはできない。
- 2 後期選抜の不合格者は、改めて第2次募集に出願することができる。
- 3 出願を取り消す者が出た場合は、中学校長等は、速やかに出願取消届(様式第19号)を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。
- 4 入学を辞退する者が出た場合は、中学校長等は、速やかに入学辞退届(様式第20号)を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。

後期選抜における学力検査・面接実施上の留意点

1 学力検査

(1) 受検者に対する受検上の注意

各高等学校長は、学力検査当日受検者に対し、次の注意を与えるものとする。

- ア 受検票及び筆記用具を携行すること。筆記用具は、公式又は法則等を記載したもの及び計算機付きのものであってはならない。なお、計算機、電訳機付き時計及び携帯電話などの移動通信機器は認めない。
- イ 検査開始前、各高等学校長の指示する時刻に検査場校に集合して検査員から注意を受けること。
- ウ 検査終了まで退場してはならない。
- エ 検査開始後15分以上遅刻した者は、その時限の検査は受けられない。
- オ 答案用紙には、受検番号を算用数字で忘れず記入すること。氏名は書かない。
- カ 印刷不鮮明で質問があれば、挙手して検査員の指示に従うこと。問題の内容に立ち入った質問は許されない。
- キ 受検中身体に異常をきたしたような場合は、挙手してその旨を告げ、検査員の指示に従うこと。
- ク 受検中不正行為のあった者は、直ちに退場を命じられ、その後の検査は受けられない。

(2) 学力検査の実施に当たっての高等学校長の措置

各高等学校長は、次の事項について適切な措置を講ずるものとする。

- ア 検査を実施する教室から、解答に暗示を与えるおそれのあるような掲示物及び標本等を除去すること。
- イ 時報は、検査開始時刻、開始後15分、終了前5分及び終了時刻とする。検査時間中は、これ以外の時刻報知は行ってはならない。
- ウ 印刷不鮮明等による質問に対しては、正確な問題を提示すること。問題の内容や解答の仕方等に関する質問に答えてはならない。
- エ 検査場によって不公平を生じるような特別な注意を与えたり、特別な行動をしてはならない。
- オ 検査問題及び正答表は、その教科の検査終了後発表する。
- カ 委員会は、このほか検査実施上必要な事項が生じた場合には、各高等学校長に通知する。

(3) 委員会は、このほか、検査上必要な事項が生じた場合には、市町村教育委員会を通じて中学校長に通知するとともに、各高等学校長に通知する。

2 面 接

(1) 面接日程等

面接日程等は、志願先高等学校長が出身中学校長を通じ志願者に通知するものとする。

(2) 面接方法

ア 面接は個人面接，集団面接のいずれかを実施する。（別表 3，40ページ参照）

イ 面接担当者は各班 3 名以上とし，各高等学校長が定める。

ウ 各高等学校長は，面接の公平・公正を期するため，校長を委員長とした面接実施委員会を設け，面接に関する事項を取り扱う。

(3) 質問事項

次のア～エの各事項に関することのうちから質問する。

ア 中学校生活に関すること

イ 志望の動機

ウ 高校生活への期待

エ 将来の希望

Ⅲ 第2次募集

[日 程]

事 項	日 時
願 書 受 付 期 間	平成19年3月22日(木)午前9時から3月23日(金)午後4時30分まで
検 査 日	平成19年3月26日(月)
選抜結果の通知日	平成19年3月27日(火)

第1 募 集

1 実 施 校

前期選抜又は連携型中高一貫教育に係る入学者選抜、後期選抜の結果、合格者が募集定員に満たない学科

2 募 集 人 員

3月19日(月)に公表する。

3 出 願 資 格

出願資格者は、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ、前期選抜又は連携型中高一貫に係る入学者選抜、後期選抜においていずれの高等学校にも合格していない者とする。

- (1) 平成19年3月に中学校を卒業見込又は修了見込の者
- (2) 中学校卒業者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者

第2 出 願

1 出 願 の 制 限

(1) 志願者は、第2次募集を実施する高等学校のうち、1校に限り出願することができる。なお、同一高等学校において、第2次募集を実施する大学科が2以上あるときは、そのうち2学科に限り第1志望及び第2志望として出願することができる。

また、志望する大学科に、第2次募集を実施する小学科が2以上あるときは、その小学科名を希望順に記して出願することができる。

(2) 県外に居住する者で、一家転住等の特別な事情があって、本県の全日制の課程の高等学校を志願する場合は、別記4(33ページ)により、手続を行わなければならない。ただし、定時制の課程への志願者は、許可を要しない。

(3) 全日制の課程と定時制の課程の併願はできない。

(4) 出願後、志望校又は志望学科を変更することはできない。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、次のとおりとする。

3月22日(木)午前9時から3月23日(金)午後4時30分まで

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、3月23日(金)午後4時30分までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

3 出願の手続等

(1) 志願者による手続

ア 志願者は、次の書類等を、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書(様式第1-2号)

(イ) 受検票(様式第2-2号)

(ウ) 入学考査料(全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円)

入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙をはること。ただし、市立高等学校の志願者は現金で中学校長に提出する。

(エ) 選抜結果通知用封筒(様式第3号)

封筒の所定の位置に290円切手(料金改定があった場合は、改定後の料金の切手)をはること。

イ 志願者のうち特別な事情により欠席が多い者は、自己申告書(様式第12号)を提出することができる。なお、自己申告書は、本人及び保護者が記入し、封をした上で中学校長に提出する。

ウ 特別な理由により、公立高等学校に在籍のまま志願する者は、在籍する高等学校長の承認を受け、上記アに示された書類のほか、志願承認書(様式第15号)を中学校長に提出する。

エ 「第1 募集 3 出願資格(3)」による者は、市町村教育委員会から用紙等を受け取り、上記アに示された書類のほか、高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書を添えて、直接、志願先高等学校長に提出する。

(2) 中学校長による手続

中学校長は、志願者から提出された上記(1)ア～ウの書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

ア 調査書(様式第4号)

イ 志願者名簿(様式第5-2号)

ウ 教科評定分布表(様式第6号、これまでに当該受検校に提出していない中学校に限る)

エ 副申書(様式第13号、調査書の評定の記載ができない志願者について中学校長が作成したもの)

オ 特別措置申請書

作文、面接などにおいて特別措置を必要とする志願者は、特別措置申請書(様式第14-1号)を提出する。

(3) 高等学校長による措置

ア 各高等学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時30分までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。

イ 各高等学校長は、受付に当たっては、志願者受付・受検者名簿(様式第23-2号)を作成する。また、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。なお、「第1 募集 3 出願資格(3)」による者には、直接、受検票を交付する。

- ウ 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに課程別、学科別志願者数を委員会に報告する。
- 公立高等学校に在籍のままで志願する者から志願承認書を受け付けた高等学校長は、3月28日(水)までに志願承認書の写しを添えて、在籍のままで志願した者を委員会に報告する。

第3 検 査

1 検査の内容

志願者全員に対して、作文及び面接を実施する。また、学校・学科の特色に応じ、学校指定教科の検査、実技検査を実施することができるものとし、その内容は実施校ごとに定める。(別表3、40ページ参照)

なお、問題の程度は、中学校卒業程度とする。

2 検査の実施

(1) 検査期日

3月26日(月)

なお、高等学校が実施する検査時間割の詳細は、実施校ごとに定める。

(2) 実施会場

志願先高等学校の本校及びその学校長の指定する分校

(3) 受検者数の報告

高等学校長は、受検当日の受検者数を速やかに委員会に報告する。

第4 選抜の方法

各高等学校長は、調査書、各高等学校において実施した検査の結果を資料として、高等学校教育を受けるに足る資質と能力を総合的に判定して選抜する。なお、自己申告書や副申書が提出された場合は、これを選抜の資料に加える。

第5 選抜結果の通知等

- 1 各高等学校長は、3月27日(火)、受検者に選抜の結果を様式第25-1,2号により配達記録郵便によって通知するとともに、志願者名簿により受検者の出身中学校長に通知する。
- 2 各高等学校長は、課程別、学科別合格者数を3月26日(月)午後5時までに委員会に報告する。さらに、第2次募集の状況を、志願者受付・受検者名簿により3月28日(水)までに委員会に報告する。

IV 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜

[日 程]

事 項	日 時
願 書 受 付 期 間	平成19年1月22日(月)午前9時から1月24日(水)正午まで
作 文 及 び 面 接	平成19年2月1日(木)
選 抜 結 果 の 通 知 日	平成19年2月10日(土)

第1 募 集

1 実 施 校

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型入学」という）は、連携型中学校から該当する連携型高等学校を志願する場合に実施する。

なお、連携型中学校及び連携型高等学校は次の表のとおりである。

連携型高等学校	連 携 型 中 学 校
那賀高等学校	鷺敷中学校，相生中学校，上那賀中学校，木頭中学校
阿波西高等学校	市場中学校，阿波中学校

2 募 集 人 員

募集定員の範囲内とし、別に定める。

3 出 願 資 格

連携型入学に出願できる者は、次の(1)から(4)をすべて満たし、連携型中学校長（以下「中学校長」という）が認めた者とする。

- (1) 平成19年3月連携型中学校を卒業する見込の者。
- (2) 当該学校・学科を志願する動機及び理由が明白かつ適切であること。
- (3) 当該学校・学科に対する適性，興味・関心及び学習意欲を有すること。
- (4) 中学校生活全般にわたり積極的な取り組みを行い，入学後も学校生活を意欲的におくる意志のあること。

第2 出 願

1 出 願 の 制 限

- (1) 志願者は，1校1学科に限り出願できる。
- (2) 志願者は，前期選抜と併願することはできない。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、次のとおりとする。

1月22日(月)午前9時から1月24日(水)正午まで

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、1月24日(水)正午までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

3 出願の手続等

(1) 志願者による手続

志願者は、次の書類等を、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

ア 入学願書(様式第1-1号)

イ 受検票(様式第2-1号)

ウ 入学考査料(2,200円)

入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙をはること。

エ 選抜結果通知用封筒(様式第3号)

封筒の所定の位置に290円切手(料金改定があった場合は、改定後の料金の切手)をはること。

オ 志望理由書(様式第10-2号(連携用))

(2) 中学校長による手続

中学校長は、志願者から提出された上記(1)の書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

ア 志願者名簿(様式第5-1号)

イ 連携型中高一貫教育に係る副申書(様式第22号)

ウ 特別措置申請書(様式第14-1号, 作文, 面接において特別な配慮を必要とする志願者について中学校長が作成したもの)

(3) 連携型高等学校長(以下「高等学校長」という)による措置

ア 高等学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時30分(最終日は正午)までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の正午までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

イ 高等学校長は、受付に当たっては、志願者受付・受検者名簿(様式第23-1号)を作成する。また、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。

ウ 高等学校長は、連携型入学願書受付締切後、速やかに連携型入学志願者数を委員会に報告し、さらに1月30日(火)までに、志願者数報告書(様式第26号)により委員会に報告する。

第3 作文及び面接

1 対象者

志願者全員

2 検査期日

2月1日(木)

- 3 実施会場
志願先高等学校
- 4 作文及び面接の実施方法等
作文及び面接は、志願先高等学校長の定めるところにより実施する。
なお、実施方法等については志願先高等学校長が中学校長に通知する。
- 5 特別措置を必要とする志願者への対応
高等学校長は、作文、面接などにおいて、特別措置を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を1月30日(火)までに中学校長及び委員会に報告する。
- 6 受検者数の報告
高等学校長は、受検日当日の受検者数を速やかに委員会に報告する。

第4 選抜の方法

高等学校長は、志望理由書の審査、作文及び面接の結果を資料として、総合的に判定して選抜する。

第5 選抜結果の通知等

- 1 高等学校長は、2月10日(土)、受検者に選抜の結果を様式第25-1,2号により配達記録郵便によって通知するとともに、連携型入学志願者名簿により受検者の出身中学校長に通知する。
- 2 高等学校長は、速やかに連携型入学合格者数を委員会に報告し、さらに、2月13日(火)までに、合格者数報告書(様式第27号)により委員会に報告する。
- 3 高等学校長は、志願者受付・受検者名簿の写しを3月26日(月)までに委員会に提出する。その際、受検者数集計表(様式第30-1号)も併せて提出する。

第6 その他

- 1 連携型入学の合格者は、後期選抜及び第2次募集に出願することはできない。
- 2 連携型入学の不合格者は、連携型入学で受検した高等学校も含めて、改めて後期選抜に出願することができる。
- 3 連携型中学校を除く中学校からの志願者は、連携型入学によらない入学者選抜で、連携型高等学校を受検することができる。
- 4 出願を取り消す者が出た場合は、中学校長等は、速やかに出願取消届(様式第19号)を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。
- 5 入学を辞退する者が出た場合は、中学校長等は、速やかに入学辞退届(様式第20号)を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。

V その他

- 1 海外帰国生徒等の選抜については、委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。
- 2 入学者選抜に係る個人情報の開示は、別記6(36ページ)によるものとする。
- 3 徳島工業高等学校、徳島東工業高等学校の平成19年度入学者は、平成21年度に、総合技術高校(仮称)に転学・転科(98ページ)するものとする。
- 4 この要項に定めるもののほか、入学者選抜に必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、徳島県教育委員会教育長が定める。

《通信制の課程》

第1 募 集

1 実 施 校

徳島中央高等学校（〒770-0006 徳島市北矢三町1丁目3番8号 電話(088)631-1332）

2 募集する学科と出願資格

(1) 普通科

ア 本科生

出願資格者は、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者とする。

(ア) 平成19年3月に中学校を卒業見込又は修了見込の者

(イ) 中学校卒業生

(ウ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者

イ 特科生

本科生の入学資格を有しない者で、相当の年齢に達し、かつ、相当の学力があると認められた者
(履修した科目の単位は認定しない)

ウ 併修生

定時制の課程に在学する者又は入学予定の者で、通信教育の併修を希望する者

(2) 衛生看護科

本科生

徳島県立看護学院准看護学科に入学した者で、通信教育を希望する者

第2 出 願

1 入学願書等の請求期間

2月1日（木）から3月22日（木）までとする。

2 出願期間及び審査日

	出 願 期 間	審 査 日
転入生，編入生	平成19年2月21日(水)から2月27日(火)まで	平成19年3月4日(日)
新入生 一次	平成19年3月7日(水)から3月9日(金)まで	平成19年3月14日(水)
新入生 二次	平成19年3月19日(月)から3月22日(木)まで	平成19年3月25日(日)

願書の請求及び出願受付の時間は午前9時から午後4時30分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、出願最終日の午後4時30分までに必着とする。ただし、出願最終日の前日の消印のあるものは受け付ける。

3 出願の手続

志願者は、次の書類等を、徳島中央高等学校長に提出する。

(1) 普通科

ア 本科生

- (ア) 入学願書（様式第32-1号）
- (イ) 出身中学校（又は最終学校）の卒業証明書又は修了証明書
- (ウ) 写真3枚（出願前6か月以内に撮影した上半身，正面脱帽，縦4cm×横3cmのもの）
- (エ) 住民票の写し

イ 特科生

- (ア) 入学願書（様式第32-3号）
- (イ) 写真2枚（出願前6か月以内に撮影した上半身，正面脱帽，縦4cm×横3cmのもの）
- (ウ) 住民票の写し

ウ 併修生

- (ア) 入学願書（様式第32-3号）
- (イ) 写真2枚（出願前6か月以内に撮影した上半身，正面脱帽，縦4cm×横3cmのもの）
- (ウ) 定時制課程の在学証明書
- (エ) 住民票の写し

(2) 衛生看護科

徳島県立看護学院准看護学科合格後，（1）普通科 ア 本科生と同じ書類を提出する。
ただし，入学願書は様式第32-2号を提出する。

第3 選抜の方法

高等学校長は、書類審査、作文及び面接を実施して入学を許可する。ただし、作文及び面接は普通科の本科及び特科志願者について実施する。

第4 その他

- 1 新入生については、徳島県公立高等学校の全日制課程又は、定時制課程との併願を認める。
- 2 詳細については、徳島中央高等学校へ問い合わせること。